

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第十九号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)午後二時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君

理事 植竹 春彦君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
木村篤太郎君
中山 壽彦君
中川 以良君
長島 銀藏君
上林 忠次君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松浦 清一君
三好 英之君
委員外議員
商工委員長 吉野 信次君
國務大臣 高橋達之助君

政府委員
内閣官房副長官 松本 瀧藏君
法制局第二部長 野木 新一君
科学技術行政協 鈴木 康平君
議事事務局長 田中 龍夫君
経済審議 酒井 俊彦君
経済審議 佐々木義武君
総務部長 河野 金昇君
計画部長 山内 公敏君
運輸大臣官房長

運輸大臣官房長 山内 公敏君

労働政務次官 高瀬 傳君
労働大臣官 堀 秀夫君
事務局長 杉田正三郎君
常任委員 川島 幸彦君
常任委員 会専門員

本日開会に付した案件
○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○経済審議庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

それではたいだいまより運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(新谷寅三郎君) たいだいまより内閣委員会を開会いたします。

に有利な条件になつたかのような印象を与えていますけれども、しかし事實はその労働者たちの勤続年数が割りに合はぬに短かいという実態をちゃんと把握しておいて、そうして勤続年数の短かいものの分については、かえつて支給率を下げてきています。それから同時に国家公務員の退職手当の支給の問題にいたしても同様で、その最低保障におきましても、国家公務員諸君の勤続年数の実態をよく知つていて、そうして長期勤続者に対しては有利な条件になつてはいますけれども、しかし非常に勤続の短かい諸君に対してはひどい低率を今度は押しつけてこようとしておられる。この失業保険金や退職手当の関係を十分に調べてみますと、長期のもの率は非常に下つた。しかも実際の勤続年数等の関係を見ますと、一般の場合でも、それから公務員の場合でも、短い勤続者が非常に量の上において多いといふこと、同時にまた従つて実際支給する場合における計算から言いますと、失業保険にしても、公務員の退職手当の関係におきましても、むしろ予算が大蔵省の係官の計算から言ひましても、三〇ないし四〇は余るといふことをはつきり言つておられます。こんなには予算の余るような格好で、この保険金の問題、退職手当の問題等を処理してあります。で、まあ同時にこれは私も誤解かもしれませんが、この委員会に提案されている定員法の関係について、実際退職制度の予算の關係も、実は指名退職制度による新規予算の計上は行わずに、既定予算の中からはちゃんと生み出すような方法が退職手当の關係でとられておられる。こういう

一連のやり方が、今度のたとへば失業対策の問題にしても、今度の労働省設置法等における失業対策部の設置の問題にしても、この法案を拝見いたしました。五十六人で失業対策部を担当する。しかもそのうちの三十五人というのは失業対策課の定員の振りかえ、省内の定員の差し繰りで十一人で四十六人、労働省ともあろうものが事務補助員などという定員をことさらに、ほんとうは労働省なんかは事務雇用関係においてはサービス官庁として、しかも政府の模範的な雇用者としての立場をとらなければならぬはずの労働省で、こういう定員外の職員を、臨時の十人もここに置くといふような格好でやつと五十六人をまかなつた。一体こういう程度の失業対策部で提案理由の説明に言われているような失業対策の完備を期することができるとかどうか。予算としては四十九億圓ふえておると言ひ、それからまた建設省、運輸省等の關係各省との事業の施行方法について、当該各省に予算の移しかえを行なつて失業対策の完備を期するといふ、こういう趣旨に沿うような方針を、この程度の一体失業対策部の陣容をもつてして十分にやれるかどうか。ここにも私はやはり羊頭を掲げて、羊だ、羊だと言つて犬の肉を売ろうとしておられる。鳩山内閣の性格が出ておられる。これでは一体十分にやれるという確信があまりかどうか、その点を承わりたい。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないでありますが、これは非常に重大な問題でありまして、予算措置は十分とつたつもりであります。いろいろお立場によつて御批評はあろうと思ひますけれども、今回は一般の失業対策あるいは特別失業対策等も合わせまして約百六十八億の予算を計上いたしました。昨年度よりかなり増額いたされまして、従つてこれらのせつかく失業対策方針を確立した以上、独立の部を設けて、ぜひともその運用を完備にしたいといふので、予算のワケ内で、官吏の定員をふやさず何となくその対策の運営の万全を期したい、こういうつもりで今回の組織法の改正を提案いたしました。決してこれは羊頭を掲げて狗肉を売るといふような考へではなく、現政府としては誠心誠意、こういうような対策を立てて、今後の皆様方国会の御協力を得て大いにこの充実をはかつて行きたいという決意でありますから、どうか一つその点もおくみ取りをいたして、ぜひとも御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑はございませんか。
○野本吉吉君 本件に關しましては、大体質疑も終了したようでございますから、これで討論を省略いたしましたし、直ちに採決に入られることの動議を提出いたします。
○長島銀藏君 ただいまの野本君の御意見に賛成いたします。
○委員長(新谷實三郎君) ただいま野本委員から御提案のありましたように、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入ること、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないで認め、さよう決定いたします。それでただいまより採決に入ります。労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第一百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他の事後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないで認めます。よつてさよう決定いたしました。
なお、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。
多数意見者署名
三好 英之 井上 知治
野本 吉吉 中山 壽彦
上林 忠次 中川 以良
長島 銀藏 木村篤太郎
松原 一彦 松浦 清一
加瀬 完 千葉 信
○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめて下さい。
午後二時四十五分速記中止
午後三時八分速記開始

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め下さい。
御報告申し上げます。ただいまお手元に差し上げましたような申入書が、参議院農林水産委員長江田三郎君から内閣委員長宛に提出せられております。行政機關職員定員法の一部を改正する法律案についての申し入れでございます。委員においても御研究お願ひしたいと思います。

次整理いたしまして申し上げたいと存じます。

その中で一番問題になる点は、勸告の法律的性格はどうかと思ひます。それかという点から申して、勸告の法律的性格はどうかと思ひます。勸告の法律的性格はどうかと思ひます。勸告の法律的性格はどうかと思ひます。

その例が見えておられます。なお、ある大臣からある業者に対して勸告するといふ場合にも勸告という言葉が用いられてゐる例もございませう。それは陸上交通事業調整法などございませう。またさらさらにある機関から内閣なり、あるいは国会なりに対して勸告するといふ制度もとられた例もございませう。現在残つてゐるものといひましたら、よく問題になります。閣内閣及び内閣に勸告しなければならぬといふたよりなことがございませう。なお、なくならぬが旧地方行政調査委員会設置法ですか、このときもその委員会は内閣及び内閣を経由して国会に勸告するといふ制度を用いられた例もございませう。この場合にも原則として勸告といふことは、先ほど私がお話し申し上げましたような解釈のもとに立案されておるわけでありませう。ことに原則として申し上げたのは、実は一、二の例外があるから申し上げたわけでありませう、すなわち勸告があつたならば、

これに従わねばならないといふたよりな例、たとえば行政管理局設置法、それからこの前の委員会でも御指摘になつたようでありませうが、鉱山保安法、国土総合開発法などにその例が見えるようでありませう。またある行政機関の付属機関からその大臣に勸告するといふような例は相当たくさんありませう。たとえば航空技術審議会設置法とか、社会保障制度審議会設置法などありませう。また国と地方公共団体、あるいは地方公共団体の間に於いて勸告をするといふ制度が用いられてゐる例がありませう。それは地方自治法などに

次に、それならば過去においてこの勸告といふことが国会で問題になつたことがあつたらうかと思ひます。たゞは消法三十五条とか、少年院法五条とかいふものがそれでございます。しかしこれは例外でありませう。何も書いてない場合等につきましては、勸告は私先ほど申し上げましたような趣旨に解釈しておられます。そうしてこの例外の場合も、文字は勸告といふ文字を用いておられますが、実質は勸告でないありませう。

えは手近の岩波の法律学辞典を開いてみましても、勸告の定義として、私が今申し上げたような定義を下しておるわけでありませう。こうして見ますと、勸告といふことは大体私が先ほど申し上げたように解釈してはほ過ちなく、それが通説だらうと存する次第であります。この点は吉野先生のこの前の速記録で拝見した意見と反対のような結果になるわけでございますが、大体通説としては、ただいま申し上げたようになつておるものと存する次第であります。

次に、それとしても、勸告することができるといふだけではあまり意味がないんじゃないかと思ひます。たゞは消法三十五条とか、少年院法五条とかいふものがそれでございます。しかしこれは例外でありませう。何も書いてない場合等につきましては、勸告は私先ほど申し上げましたような趣旨に解釈しておられます。そうしてこの例外の場合も、文字は勸告といふ文字を用いておられますが、実質は勸告でないありませう。

けでは大した法律の意味がないんじゃないかと思ひます。たゞは消法三十五条とか、少年院法五条とかいふものがそれでございます。しかしこれは例外でありませう。何も書いてない場合等につきましては、勸告は私先ほど申し上げましたような趣旨に解釈しておられます。そうしてこの例外の場合も、文字は勸告といふ文字を用いておられますが、実質は勸告でないありませう。

次に、それとしても、勸告することができるといふだけではあまり意味がないんじゃないかと思ひます。たゞは消法三十五条とか、少年院法五条とかいふものがそれでございます。しかしこれは例外でありませう。何も書いてない場合等につきましては、勸告は私先ほど申し上げましたような趣旨に解釈しておられます。そうしてこの例外の場合も、文字は勸告といふ文字を用いておられますが、実質は勸告でないありませう。

けでは大した法律の意味がないんじゃないかと思ひます。たゞは消法三十五条とか、少年院法五条とかいふものがそれでございます。しかしこれは例外でありませう。何も書いてない場合等につきましては、勸告は私先ほど申し上げましたような趣旨に解釈しておられます。そうしてこの例外の場合も、文字は勸告といふ文字を用いておられますが、実質は勸告でないありませう。

次に、それとしても、勸告することができるといふだけではあまり意味がないんじゃないかと思ひます。たゞは消法三十五条とか、少年院法五条とかいふものがそれでございます。しかしこれは例外でありませう。何も書いてない場合等につきましては、勸告は私先ほど申し上げましたような趣旨に解釈しておられます。そうしてこの例外の場合も、文字は勸告といふ文字を用いておられますが、実質は勸告でないありませう。

たならば、よほどのワケの中と申しま
しうか、基本線に結びつくような強
い行政的措置というものがなければ、
六カ年計画というものはばらばらに
おそれがある。そうなつて参ります
と、先ほどの法制局の御説明のよ
うな、勧告というより内容程度の行
政措置で総合計画を進めるといこと
がなし得るか、勧告というより言
で、果して今の御説明のような目的
がなし得るか、こつういふようなこ
じられるのですけれども、この点はど
うでしょう。

○政府委員(酒井俊彦君) 御承知のよ

うに、経済六カ年計画は大体的基本
な政策なり、方向なりは打ち出して
参りますが、こまかい数字等の点に
当りまして、各別別計画までが
つちりて規定するところまでは、
とつてい行き得ないと思ひます。
それらのこまかい具体的な実施
計画といつたしまして、これは各省
大臣がすでに閣議で定められた六
カ年計画の線に沿つておやりにな
るわけでありまして、数字までが
つちりておまかせませんが、こま
かい数字はとつていきめられませ
んで、従つて具体的にやつて参り
ます場合に、多少そこに問題が生
ずることがあると思ひますから、
その場合に、しからば勧告すること
ができるという、このくらしいこと
で調整がとれるかといふことによ
りまして、これは先ほど法制局の方
から御説明がありましたように、現
行の内閣制度のもとにおいて、各
同じランクにあります各省大臣に
対して、これ以上強いことを認め
るという事は相当問題がございます
。

もとにおいては、これを勧告すること
はできるという、このくらしいが限
度だと思ひます。それ以上にこの
勧告を使いまして、どうしても工
合が悪いという場合には、先ほど
お答え申し上げましたように、最
終的にはさらに閣議で調整をいた
しまして、そうして各省大臣の自
主計画の方がいいんだといふこと
になれば、そのように六カ年計画
の方を再検討し直す必要がござい
ます。六カ年計画という線で、こ
れはこつうあるべきだといふ経済
審議厅长官の考え方においてま
すならば、各省の計画をやはりそ
れで直していただく、結局最終
的には勧告といふことで片つきま
せん。場合によつて、閣議で調整
されるというふうにもお考へてお
ります。

○加瀬完君

これは松浦委員から御指摘
がありましたように、六カ年計画と
いふものは詳細にわたつて御説明
を承らなければ、一体各省の事務
の分野というものがわかりませ
んし、従つて勧告の発動される
対象といふものも明瞭にならない
わけでありまして、私は先ほど
吉野さんの御質問に關連して、こ
の勧告といふものを取り上げて、
結論としては何つていふのであ
ります。このごころ、こつういふ
ふうな法文の中に使われるよう
になりまして、たつたけれども、
どうもこれは明瞭に法律責任と
いふものを表現しているといふ
切れないと思ひます。ややこしい
ことを申しましたが、どうも勧告
といふ言葉は、法律責任を非常
に不明瞭にして、この十一條で、
やはり同じ勧告といふ言葉が使
つてありますが、どうも

この勧告といふ言葉で先ほど説明
されておられます六カ年計画の、
各省への浸透と言ひますか、各省
への責任といふものが明確にな
りますかどうかといふ問題が、
私はこれだけでは解決できない
。残るものがあるといふふう
に考へられるのでありますが、
法制局どうお考へになつていま
すか。

○政府委員(野木新一君)

六カ年計画の内容とか、実
際面については私はあまり知識
はありませんが、法律の見
地から申し上げますと、勧告す
る権限を与えられたものは、
単に勧告するだけでありまして、
しかし法律で権限を与えられた
後に、適正に勧告すべきとき
に勧告をしないといふことがあ
れば、それで何らかの責任があ
るといふことになつておしま
す。

今度勧告を受ける側から申しま
すと、勧告を受けた方が、これを
受け取つてよく検討して、十分
考慮するといふことの義務は、
先ほどの吉野先生の言葉で言
ひますと、法律上の義務と、そ
ういふことを言つてもよろし
いかと存じます。そつういふ
義務があると思ひますから、
もし勧告を受け付けなかつた
といふ場合には、これは受け付
けなかつたといふことは、内容
を検討して見た上で採用しな
かつたといふのでなく、てんか
ら受け取らなかつたといふ
場合は、勧告を規定した法律
上の、先ほど言つた義務です
か、それを果さないといふこと
になりまして、しかし内容
を検討した結果、果して取る
べきか、取るべからざるかとい
ふことは、やはり勧告を受ける
側の官庁の責任でありまして、
それはあくまで自主的なそ
らの責任になつておりました
。勧告を受けたから、それに従
つてやつたとい

○加瀬完君

そこには問題があるわけ
ですが、結局六カ年計画に
戻るので、六カ年計画といふ
ものを各省におろして行つた
場合、そこに閣議で決定され
た基本線といふものとそ
を来たすのじやないかとい
うおそれが十分にあるために
勧告するのだといふのであ
れば、その勧告といふものは
相当法律的に強いものでな
ければならぬ。少くとも六
カ年計画といふものを、勧
告によつてもとの線に帰さ
せるといふものでなければ
ならない。ところが今の
法制局の御説明によつて
みると、勧告はわれわれは
そつういふふうに解釈して
おりますが、勧告する権
限のあるものが勧告をいた
しまして、勧告を受ける側
は、これを受けて検討する
といふことになりまして、
しかしそれは結果から見れば、
検討したか、検討しなかつ
たか、検討しなかつたかとい
ふことは、今の御説明のよ
うに、自主的にわれわれは
検討の結果決定して受け
ないことにしたのであるとい
ふことでは、それきりのこと
なんだ。勧告といふもの
には、受けなければならぬ
といふ法律的な根拠はない
。そつうなつて参りますと、
勧告する目的といふものは、
勧告するといふこの法文
だけでは解決ができません
。この問題が残るわけ
です。この問題を一体どう
考へておられるか。もう一
回申しますと、どうして

勧告の目的を達しなければならぬ
といふ事態を生ずるといふおそれ
があるならば、勧告といふ
ふうな言葉では、その目的は
達せないのでないか。勧告
といふふうな言葉をこの十一
條の通りに受け取るならば、
ただいままでの審議庁の御
説明の六カ年計画といふもの
は、各省において受けられ
ないといふおそれもあるとい
うことを生ずるのじやないか
。この間の矛盾といふものが
まだ解決されておらないとい
ふうに受け取れるのだが、こ
の間の御説明をもう少し承
わりたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君)

お説のよう
に何か矛盾を現実生じた際、
おそれるはそつういふ矛盾は、
六カ年計画と各省のお立て
になる個別の計画なり政策
なりが矛盾を来たすといふ
ことは、まず普通の場合な
いといふふうには、まず普通
の場合なないといふふうには
期待しておりましたが、もし
そつういふことが起りました
場合に、それをどうするか
といふことになりまして、お
説のように、勧告権だけでは
片づかない場合もあります。
しかしながら先ほど法制局
からお話がありましたように、
まず閣議で最終的にそれを
調整いたします前に、こつう
いふ勧告の制度がございま
す。これを傾けて検討する
だけのことはしていただく
といふことではありますから、
勧告といふことを使ひまして、
むしろ問題を何でもかんでも
閣議まで上げないで、その
段階でそつうなつたかとい
ふこと、お互いに計画が
うまく行くといふことが
かなり予想されるのではない
か。それでもなお六カ年
計画と各省の個別計画とが
食い違つていふときは、こ
れは最終的には閣議でその
調整をはかることになつ

思います。六カ年計画はもろろん一つの計画という字を使っておりますが、これはまあある目標のようなものでございまして、もちろんいろいろな状態を前提といたしまして計画が立つておられます。従つてその前提がいろいろに変化してくる場合には、六カ年計画もだんだんと現実の情勢に合うように再検討する必要があるものであります。そういう意味で、この六カ年計画に従つて各省がおやりになる政策、あるいは計画というものを立ててなる場合には、現実の情勢の認識が多少違つてきおるといふようなこともおありになると思ひます。そういう場合に、まあ最終的には閣議において、それじゃ六カ年計画の方をどういふふうに合わして考え直すのか、あるいは各省の計画を引き戻すのか、この最終調節を閣議でやる、かようなふうにご考慮しております。

○加瀬完君 長官が見えられたようでありますから、私の質問は保留して、松浦さん先ほどからお待ちでありますから、長官の御説明を先に承わりたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 松浦委員、長官が見えられたから、御質問願います。

○松浦清一君 経済審議庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明、また法案の内容によりますと、経済計画の推進あるいは実行というようなことがもたらされて、この改正がなされておるのうに見えますので、総合経済六カ年計画の構想というものが、まだ正式に御説明を承わっておりませんので、この機会に長官から詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 大へん私におかれまして、まことに申しわけないことであります。大へん失礼いたしました。なるべく早い機会に、総合経済六カ年計画につきましては御説明を申し上げなければならなかつたので、今日までおくれしましたことは、まことに申しわけないと思ひます。

御承知のごとく日本の経済が、戦後いろいろの変遷を経ておりますが、大体これで占領政策も過ぎ、経済も安定して行かなければならぬ時期でございまして、ここで、六年後の日本の経済はどうなるか、日本の経済をどういふふうにして行つたらいかということの大体の経済の目標を作りたい。それには六年後の日本の人口が幾らになるか、これが一番大きな問題であります。ところが六年という半端な計画を何で立てたかという御疑問がございまして、ちよつと六年後には日本の人口はかくかくになるという正確な数字が、厚生省、人口研究所の方に出ておるものでありますから、その数字を基礎にいたしまして計画を立てたわけでありまして、その六年後の日本の人口は、お手元に配付いたしましたこの総合経済六カ年計画の構想というのにならぬ通りに、大体昭和三十五年に八千七百万でございまして、これは九千三百万になる。九千三百万人になりますと、この九千三百万人の中の人が何人働くかということをご想定いたしますと、十四才以上の人口の数字をここに出して、その十才以上の人口のうちで六六%ないし六五%の人が働かなければならぬ。この数字が出ました。それをつまら労働

力人口として書いたのでございまして、これが昭和三十五年になりますと、四千三百七十一万人になる。で、そういうわけでありまして、それだけの人口に完全なる雇用をして、それで経済を自立させるにはどれだけの生産をしなければならないか、この数字を持つて行かなければならぬ。その数字はこれはアメリカのコラムという人がやりました式を用ひまして、いろいろ計算いたしました結果、現在のところ日本の人口、労働する人の一人が働く一時間の生産力を勘定いたしますと、大体七十五円くらいになつておる、生産力として、昭和三十五年になりまして、それを八十七円くらいに上げて行こうじゃないか、つまり労働者一人について八十七円の生産をするというのが基準であると、そういうふうな数字から割り出してみますと、ここに國民総生産というものが、三十五年に相なりますと八兆八千九百九十二億、こういう八兆八千億の生産をしなければならぬ。そういうふうな相なりまして、この生産を上げるためには、どれだけの輸入をしなければならぬか、どのくらいの工業生産をしなければならぬか、どのくらいの農林水産物の生産を上げなければならぬか、ということをご考慮にやつと計算して参りまして、それがつまり昭和三十六年度にはこういうふうになるという数字が、ここに皆さんのお手元に差し上げた通りに出ておるわけでありまして、これがつまり総合経済六カ年計画の目標でございまして、その目標を達成するために毎年の計画を立てまして、その計画に沿うようにすべての経済の施策、経済の

方針を立てて行かなければならぬ。それがつまり総合経済六カ年計画の根本の構想でございまして、こうすることによつて、それだけの生産を上げることによつて、日本のふえるところの人口に完全なる雇用を与えて、失業者の数を少くし、同時に日本の経済が自立する、こういうことに相なるわけでございます。従ひまして政府は長期にわたるこの六カ年計画を立てまして、毎年これにおける数字を出し、その数字を基礎といたしまして、各省間の連絡をよくし、そしてこの基礎によつて予算も組み、その基礎によつて計画を立てるといふのがこの経済の計画性を持たず経済六カ年計画の根本思想であります。そういう意味におきまして、経済審議庁が立てますこの経済計画そのものも、これは単に経済審議庁だけで立てたものではなくて、これには経済審議庁には経済審議会といふものがありまして、この審議会は実業界の人たち、労働界の人たち、各方面の委員が寄りました、その方々にこの数字を検討していただきまして、この数字が間違つておるかどうかということもよく検討して、そしてこの数字は少くとも國民全体の支持によつて立てた数字だということに相なつて、持つて行きたいところ存する次第であります。つきましては、この計画を遂行するためには、各省との連絡を完全にするということも大事でございまして、ただいまのところ各省との連絡を十分やつておりますから、大きな差しざわりはございませんけれども、これを法的に相当権力を持たしていただき、それには各省から材料報告を徴するだけの一つの権限、そして各省

が計画を立てます上におきまして、経済審議庁が立てましたこの長期の経済計画に沿うように、その方針を変えてくれないかという御警告をするというところの一つの権限を持たしていただきたい。こういうわけで、単に計画を立てるだけでございまして、これは別に御警告する必要もございません。これを実行に移します上におきましては、これを御警告する、それだけの権限を持たしていただきたい、こういうのが、今日経済審議庁の機構を改革して御審議を願ひているような次第でございまして、以上をもちまして、簡単に説明させていただきます。

○松浦清一君 まことに簡単ですが要を得た説明で、輪郭がわかりました。法案そのものの内容ではなしに六カ年計画の計画の立て方の中の一部分ですが、たとえばこの輸出の面から見ますと、昭和二十八年年度が十二億四千五百万ドルであつたのが、三十五年年度には二十三億四千万ドルに輸出が上つてくるのだという、こういう数字が出てくるのですが、どういふことを根拠にしてその輸出がこのようなふうに行くと、いふお見込みでありますか。

○國務大臣(高橋達之助君) これは昭和二十八年年度は十二億四千五百万ドルでございましたものが、二十九年には急速に増加いたしました。これが十六億二千万ドルになつております。ここに数字はございせんが、それで私どもは、三十年度に十六億五千万ドルというふうな上げたのでございまして、この数字も現在では少くないだらうかという批評があるのでございまして、私どもは、この三十二年度に十八億八千万ドルと、こうなつておりますが、

方針を立てて行かなければならぬ。それがつまり総合経済六カ年計画の根本の構想でございまして、こうすることによつて、それだけの生産を上げることによつて、日本のふえるところの人口に完全なる雇用を与えて、失業者の数を少くし、同時に日本の経済が自立する、こういうことに相なるわけでございます。従ひまして政府は長期にわたるこの六カ年計画を立てまして、毎年これにおける数字を出し、その数字を基礎といたしまして、各省間の連絡をよくし、そしてこの基礎によつて予算も組み、その基礎によつて計画を立てるといふのがこの経済の計画性を持たず経済六カ年計画の根本思想であります。そういう意味におきまして、経済審議庁が立てますこの経済計画そのものも、これは単に経済審議庁だけで立てたものではなくて、これには経済審議会といふものがありまして、この審議会は実業界の人たち、労働界の人たち、各方面の委員が寄りました、その方々にこの数字を検討していただきまして、この数字が間違つておるかどうかということもよく検討して、そしてこの数字は少くとも國民全体の支持によつて立てた数字だということに相なつて、持つて行きたいところ存する次第であります。つきましては、この計画を遂行するためには、各省との連絡を完全にするということも大事でございまして、ただいまのところ各省との連絡を十分やつておりますから、大きな差しざわりはございませんけれども、これを法的に相当権力を持たしていただき、それには各省から材料報告を徴するだけの一つの権限、そして各省

これは過去の実績と、将来かくあるべきだという数字をいろいろな点から推定いたしました。どちらかというところは内輪に書いておるわけでありまして、三十五年に二十三億四千万ドルというのは、実際はこれよりもよけいふえるという大体的目安はついておられますけれども、あまり輸出がよく行くだろうと思つて予算を組むという、金がよけい入ると思つて金を使い過ぎるということ、どちらかというところ、内輪に書いてある。これをどうしてもあげて行かなければならない。この目安を示しておいて、ここに行かなければ困る、こういうことを国民初め輸出業者、あるいは輸出に關係している人たちに示して行きたい、こういうわけでありまして、この数字は何かと申しますと、一つは推定と、一つは過去の実績と、それから現状いろいろな点から考へて、こういう数字ができたわけでございます。

○松浦清一君 二十八年度から二十九年度に輸出が四億ドル増加しておるといふことは大体知つておりますが、ふえたという原因はどういふことか。そうしてその二十八年から二十九年の間にふえてきた通りに上昇して行くという具体的な根拠はどこに求められますか。

○國務大臣(高橋達之助君) この二十八年から二十九年の増加は、どちらかというところ、これはアブノーマルでございます。政府の緊縮政策によつて消費が幾らか減退する、一方は金詰まりになる。そうして物価は下る。そういうわけでありましたこと、もう一つは輸出リンク制度がありまして、いろいろな方策から、予想しておつた以上

に、十三、四億のものが十六億にふえたのであります。この十六億にふえたこの率をもつて、それでは二十九年から三十年にふえるかといへば、これははなはだむずかしいかろうと思つて、先ほど申しました通り十六億二千万ドルを十六億五千万ドル程度に今年に上げたのであります。ところが現状におきましては、これはそれよりも上回つておりました、この状態で行きますと大体十七億くらいに行くだろうと思つておりましたが、二十八年から二十九年に上つたような大きな飛躍は望めないわけでございます。けれども幾らか増加すると、こういう現状でございます。

○松浦清一君 その輸出がふえてくるということははなはだけつこうなことです。私がお尋ねをしたのは、具体的にどういふ事実に基いてこれがふえておるのか、三十五年までに二十三億ドルにふえるというの、想定ではなくしてどういふ具体的な根拠に基いてふえるという予想を立てたのか、こういうことを伺つておるのです。

○國務大臣(高橋達之助君) 具体的な数字を政府委員から説明いたさせます。

○政府委員(佐々木義武君) 御説明申し上げます。過去の数字から御説明申し上げますとよくおわかりかと思つたが、ただいま長官から御説明されましたように、二十八年から二十九年、去年までは三億六千万程度増加いたしました。これはあのように海外情勢が非常に輸出に有利になつたという点、あるいは国内的には引き締めて物価が下つたこと、こういったような原因が根本的にはあろうかと思つておる。

二十九年度以降本年度、三十年代からどういふふうな足どりで考へておるか、申しますと、大體年に一億程度あるいは若干それから増すという年もございまして、年に一億程度の上昇というふうな考へておる。その率からいいたしても、パーセンテージをとつてみましても、世界の貿易の大體年に伸びる率といふものは四、五%くらいは毎年伸びてございまして、今後の施策のよろしきさえ得れば、言いかえますと経済の安定ということ、通貨価値といふものは動揺させない、できればもつと引き締めて行くといふふうな根本的な建前の上に乗つておる。あるいは企業の合理化によるコストの引き下げとか、あるいは経済外交の刷新とかいふような、いろいろ貿易振興の方策を講じますと、少くともそのくらい、年に一億程度、まあ大體月にいたしますと一千万ドルでございますが、そのくらいの上昇は、努力のしようによつては可能じゃなからうかということ、一応地域別あるいは商品別等に分つて考へておる。

○松浦清一君 何か法案の審議で横道に入つたようでまことに恐縮でございますが、やはり経済の六カ年計画というものを十分に知ることなくして法案の審議をするということ、上滑りするかと思はれるので承わります。一体日本の品物がどのような国にどのような物が買われてこのように上昇してきつたのかといふ具体的な数字、今お手元でおわかりですか。

○政府委員(佐々木義武君) 六カ年の今お手元へ差し上げてあります一月に定められた六カ年計画のときにはある程度ございまして、今度の分でもあまり年度計画のように地域別、商品別に詳しく分析したのはございせんけれども、大體こういう足どりでいふのはございまして。

○松浦清一君 それをあとでもよろしゅうございまして、貿易の実態についての資料を輸出輸入両方とも御提出願えませんか。

それから貿易外の収入とはこれは船舶による運賃を指しておるわけですか、それ以外にどういふものが含まれておるのですか。

○國務大臣(高橋達之助君) 貿易外の収入の中には、たとえば援助物資だとか、それから今回にいたしました剩餘産物の受入れだとも入つておる。これは全部船舶の収入、それから海外における移民の送金、そういったようなものがこれに入るわけなのでございます。

○松浦清一君 貿易外の収入が一般貿易外と特種と二つに分けるわけですね。特にこの表は二つに分けてありますね。そうすると貿易外という場合は船舶の運賃のことですか。

○政府委員(佐々木義武君) 一般貿易外、貿易外と、いろいろふうなものを二つに分けておりましたが、悪いのでございまして、両方を足したものが貿易外でございます。一般貿易外の内訳はどうかと申しますと、今お話をしように船舶あるいは海外からの送金、あるいは剩餘産物の投資部面をいろいろのみな入つてございまして。

○松浦清一君 その船舶による運賃収入の見通しと、それから造船の計画

とはこの数字は合つておりますか。

○政府委員(佐々木義武君) これは計数は合せてございまして。

○松浦清一君 それは年間何トンと計画しておりましたか。

○政府委員(佐々木義武君) 前の六カ年計画は、一月きまりましたのは、初め三カ年はたしか二十万総トンで三年目から二十二万といふふうな考へてございまして、今度の改訂ではその点少し落しまして、初めずつと三カ年間は二十万総トンくらいで行くのではなからうかといふふうな考へておる。

○松浦清一君 そりするとこれから六カ年間に年間二十万トンくらい建造して行けば、今の一般貿易外収入が一億五千六百万ドルから三億二千万ドルにふえる、こういう計算ですか。

○政府委員(佐々木義武君) これは船舶収入のみではありませんが、船舶収入に關しては手取り率と考へまして、外洋船舶の増加に従つて積取り比率、あるいは回転比率等いろいろふうになるか詳細検討いたしまして、外貨の数字がどういふふうなふえると計算されておる。

○松浦清一君 それから鉄工業生産水準、これがこの数字に書いてあるように、三十五年までずつと上昇して行くという数字が一般に出ておるのですけれども、それは日本の鉄工業生産といふものが三十五年までにふえて行くといふ具体的な根拠はどうかと申すか。

○政府委員(佐々木義武君) これはこの六カ年計画の立て方が長官から御説明もありませんように、総生産といふものを初めに申し上げ、そしてその総生産の出し方は就業人口労働と一週

当りの労働時間並びに生産性というものを掲げ合せて出すものでございませうが、それを出して、その有効需要がどういふふうに分けられるか考えまして、その国内有効需要と国外有効需要を見た結果、そういう需要であるならば、こういう生産が望ましいという点を出しまして、そうして産業構造を勘案しながら、生産財の中で鉄はどのくらい、あるいは繊維はどのくらいといふふうに考えまして、そうしてそれに必要な諸材料を調整して行くといふふうな好格にして出したものでございませう。従いまして、こういふふうになせば、伸びなければいかぬといふふうな、そういう雇用を伸ばし、就業者の機会を増大し、あるいは輸出を伸ばし、国民総生産というものを伸ばすのであるならば、どうしても生産はここまでなければならぬというゾルレンでありまして、しからばそれはどういふ手段によつて増すのかという問題でございませうが、増すための手段といたしましては、先に申しましたように有効需要が

○松浦清一君 貿易の關係で、貿易との關係といふものは、これは密接な關係で、日本で物をたくさん作れば、それを消費する経済的な力が国の中にできるか、それとも外国が日本で作った品物を買うかという以外に道はないわけですね。ですからこの輸出の問題についても、詳細なる数字と、それから日本の品物を買つてくれる国を見ないと最終的な検討はこれではできないのです。今の御説明を承りますと、昭和三十五年四千三百万人の労働人口を就労せしめるためには、二百三十八億ですか、その生産を上げなければならぬといふ、それだけの労働人口を働かせるためには、これだけの生産をやらなければならぬという単なる数字上の理想論のように見えるのですが、具体的に実施されるものはどういふか。

○政府委員(佐々木義武君) 先ほどから御説明申し上げましたように、この表自体はかくあるべしだ、こういふし、こうすれば雇用もあるいは経済自立もできますという数字でございませう。一つは、これを達成するための手段、政策といふものがそれではいからばどうかという点と、それが年々、年を追うてどういふふうになつて行くのかという二つの問題がございませうが、前者の政策の問題に關しましては、このお手元に差し上げましたものにもそれぞれ政策の大綱が書いてございませうけれども、こういふ諸政策をさらに具体的に盛りまして、そうしてさつき二番目に申し上げました年間々々のそのつどの、実際のこういふものにつかせるための施策といふのは、何と申しましても一番困難になるのは財政投融資あるいは税、あるいは外貨予算等でございますので、そういうものを駆使いたしまして、手段として使ひなから、どうしてこういふ政策を実施して行くかというのが問題の焦点にならうかと思ひます。そこで私どもの考えでは、こういふ三十二年あるいは三十五年等の目標を作りまして、こういふのが好ましい国民経済の姿であるならば、そういう大きい政策のラインに従つて、たとへば蓄積はこれほどしなければならぬとか、輸入は縮めて、しかかも輸出はこれだけ伸ばさぬと経済自立がでないとか、あるいはそのためには国民の生産性といふものはこれまで高めなければならぬ。高めるとすれば合理化といふものはどの程度までやらなければならぬといったような目標が出てくるわけでありませうから、そういう目標を満足し、実現するために、財政は今申し上げました金融等、諸般の現在可能な間接的な統制手段と申しますか、実施手段で考えまして、そうして毎年度そういう目標に一步でも近づけるように問題を展開して行くんだ、こういふ考えでやつておるわけでございます。

○松浦清一君 こまかいことを聞いてはなはだ恐縮ですが、この鉱工業生産水準の数字は、これは指数ですか、何か金額で示してあるのですか。

○政府委員(佐々木義武君) この表に出ておられますのは指数でございませう。昭和九一一年を一〇〇にいたしましたので、そうしてそれに対する伸びがどうなつていられるかという指数でございませう。

○松浦清一君 この五カ年計画を、単なる理想論でなしに、実際に実現せしめるためと、それから岡の予算との關係はどういふことになりませうか。今の一萬田大臣の予算委員会等における説明によりませうといふと、今年の予算はともかくも、来年の予算も大体一兆円程度でやつて行きたいといふ考え方を述べておられるのですが、生産を高め、輸出を高めて行くといふことのために、やはり相当額の投融資の幅を広げて行かなければ、これを実現することは不可能だと思ふのですが、一兆円の緊縮予算のワツの中でこれだけの計画が実現されるというお見込みでございませうか。

○國務大臣(高橋達之助君) 大体にこの三十年、三十一年と三十二年の前半期、前三カ年だけは、これは地固め政策をもつて行きたい、こういうことで、鉱工業生産にいたしましては、輸出にいたしましては、内輪めに見ておるわけでございます。あとの三カ年、三十二年、三十四年、三十五年には、これは拡大均衡の方針をもつて行きたい、こういうふうな大体的計画でございます。従いまして一兆円というワツになるか、あるいは多少はみ出さるか、これはよく来年度の計画を立てる上におきまして、実際の積み立て式の数字をもつて行きますときに、よく大蔵省とも検討いたしたいと存じておりますが、ただいまのところは、大体的方針はそういう方針で行つて、非常に大きな飛躍は前三年の間にはなし得ない、こういうふうな方針であります。

○松浦清一君 鉱工業生産と、それから農林水産一切のその生産の關係、それと人口の關係、それから一人当りの消費水準といふものがここに書いてあります。昭和二十八年を一〇〇として、三十五年度に一一四・九%に上昇するといふ、その一人当りの消費水準が上つて行くといふことのために、それだけの何といひませうか、収入がふえるといふことにならなければやつて行けない。しかも四千万人にも及ぼうとする労働人口を全部完全就労させて、その上に一人当りの消費水準が一四・九まで上つてくるといふところに、何かその辺にちよつと矛盾がありそうなきがするのですが、これは矛盾なしに解決する問題でありませうか。

○政府委員(佐々木義武君) この個人消費水準といふのは国民総生産の内訳でございまして、先ほど申し上げましたように、主要労働人口、働く人間がそれほどおつて、それが一年間四千二百二十時間ですか働いて、そうして一時間当り現在確か七十八円ぐらいでございませうか、それが最終年次には五十何円か六十何円かに、数字はあとで詳しく申し上げますが、かりに上昇させたいと、これはまあ無理のない生産性の向上の数字でございませうが、そういうふうにして、生産性はこれで当然上るんだといふことで考えて参りますと、当然その国民総生産といふものはふえるわけでございます。国民総生産がふえた場合に、言葉を書かれますと、それがどういふふうに分けられるかといふことでありますが、その分配は個人消費はこの程度まで当然行くであらうといふふうな、今の傾向から見ますと行くであらうといふふうな考えで

でございます。できれば個人消費の方は少しかたに金を回して、そうして蓄積の方にこの金を回して、実際の生産の健全な発達をはかるといふ考案ではございますが、それにいたしません。まず個人消費水準が増すのは当然でございます。指数から申しましては、国民総生産の伸びとはほぼ同じくらいの間隔で個人の消費水準というものが上るわけでございす。そこで一人当りの消費水準というのはどうして出すかと申しますと、その個人消費支出を全人口で割ったものでございます。これは当然個人消費支出が伸びればというだけで、客観的には、一人当りの消費水準というものは伸びて行くというより関係で、伸ばしておるわけでありす。これはあくまでも名目的な個人消費でございますが、実質的にもそう上るのかと申しますと、物価との関連で、物価が上れば結局結果においては水準が下るといふことになるのでございす。こういう議論にもなるわけでございす。結局国内物価は経済価格を押し、二十八年度の価格をそのまま伸ばすと言っておるわけでございます。そういう点は理論的には矛盾のないようになつております。そこで第二段の鉱工業生産、あるいは農林水産生産といふものと消費水準とはどういふ関係になつてゐるのかという点でございますが、御承知のように農林水産の方は相当水産関係あるいは畜産の方は伸びる可能性はございますが、林業の方は非常に力を入れました。割合に鉱工業生産等に比べて、あるいは付加価値と申しますか、伸びと申します

か、どうしても鉱工業生産の方にウエートを置いて、全般的な総生産を高めるといふのが筋じゃないかというように考えられるのであります。これは雇用の面から申しても当然でございます。業生産の水準を上げ、そのことがまた当然それに働く労働者等の生活水準が上つて行くという格好にもなります。このくらの個人消費の増加といふことは、このくらの総生産があるものであれば、当然かというように考えられます。むしろ個人消費の指数の見た方も少な過ぎるのではなからうか、もつと実は蓄積しないと、消費の方に使われるのではなからうかというものが大方の批判でございす。あるいは、もう少し手放しに申すれば、消費の方も伸びて、蓄積の方が減るといふ格好にも相ならうかと考えられます。

○長島銀藏君 今、松浦委員から御質問がありました貿易額の累進の率でございす。これは今自由国産群だけの基準でやつたのでございす。か。○政府委員(佐々木義武君) 中共、大陸貿易に閉じましても、若干考慮に入れます。当然今よりは改善されるものというところでやつております。

○長島銀藏君 中共貿易、あるいは共産圏貿易がどれくらいふえるという見込みでやつていらつしやるのであります。私、あまりふえないと思つておるのでございす。その点はいかがですか。

○政府委員(佐々木義武君) これはほんとうにまだ目の子でございす。はつきりした計算はもちろん不可能なわけでございますが、それほど大きな数字は見込んでございせん。

○長島銀藏君 大体現在二十九年と三十一年、今までの実績、三十年はむろんわかつておらぬと思ひますが、どれくらいになつておりますか。

○政府委員(佐々木義武君) 御質問に閉じましては、二十八年度は四百五十万ドル程度、二十九年度が非常に伸びまして千九百十萬ドル程度でございす。輸入の方はそれに比しまして、二十八年度は二千九百七十萬ドル、二十九年度は四千七百七十萬ドル、非常に超の傾向でございす。そこでこの入超の現状を、それがその後どういふうに伸びると見るか申しますと、さつき申したように、あまり大きくふえるという計算はしておりませんが、こういうアンバランスのものはなるべく輸出をふやして輸入との均衡をとるようになつていくことが望ましいというふうな考え方であります。

○長島銀藏君 もう一つ長官にお伺いしたいのですが、先ほど長官は国民総所得が三十五年になると、私の聞き間違ひかもしれませんが、八兆八千億という御説明でありました。ここに私どももいたしておりましたこのパンフレットを見ますと七兆三千九百四十四億といふことが書いてあるのでございす。どちらがほんとうでございすか。

○国務大臣(高橋達之助君) 国民の総生産が、私はある間は間違つたかも知れませんが、八兆八千億になつております。国民の所得はお話のように七兆三千九百四十四億、こういうことではございす。

○松浦清一君 せっかく長官においでをいただきましたが、ただいま初めてこの六年計画の御説明を承わつたのであります。いろいろ御質問申し上げたいことございす。お伺いを申し上げてもお答えに對してそれは違ひではないかと、若干疑点とするところがございますが、残りのものは保留をさせていただきます。この次の機会にお伺いをいたします。従つて法案自身の質疑をすべしですが、委員の方々もだいたい御退席いたしますから、私のほかに質問がなければ、私はきょうはこれで保留をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) いろいろ御質問申し上げたいことございす。お伺いを申し上げてもお答えに對してそれは違ひではないかと、若干疑点とするところがございますが、残りのものは保留をさせていただきます。この次の機会にお伺いをいたします。従つて法案自身の質疑をすべしですが、委員の方々もだいたい御退席いたしますから、私のほかに質問がなければ、私はきょうはこれで保留をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) いろいろ御質問申し上げたいことございす。お伺いを申し上げてもお答えに對してそれは違ひではないかと、若干疑点とするところがございますが、残りのものは保留をさせていただきます。この次の機会にお伺いをいたします。従つて法案自身の質疑をすべしですが、委員の方々もだいたい御退席いたしますから、私のほかに質問がなければ、私はきょうはこれで保留をしておきたいと思ひます。

○委員(新谷實三郎君) 幸いきょうは高橋国務大臣がもう少しまだ時間がおありで、質疑に答えていいということでございますから、なるべく大臣に對する御質疑がございす。松浦委員からのお話もございす。本日もしできればもう少し続けていただいた方がよろしからうと思ひます。

○加瀬完君 長官のいらつしやいます前に私は十一條の勧告という問題について伺つたわけでございますが、長官はこの勧告という内容について、どういふことをお考えでこの勧告という文句をお使いになつたのでございませうか。

○国務大臣(高橋達之助君) 私は法律上のことはよく存じませんが、間違つておるかも知れませんが、現在までやつておりますのは、農林省は農林省で勝手な計画を立てる。それから通産省は通産省で立てる。それで運輸省は運輸省で立てる。それで総合的にどうしてもできない点があるものでございす。これは大体大臣間で話し合ひをつけますという、大体話し合ひはつくやうでありますけれども、どうしてもかたにこれ話し合ひがつかなかつたという場合を考えると、一応審議庁で立てますものこの建前は、閣議の決定を経て出すわけであります。これを実行してくれないということになります。勧告を出しまして、勧告に應じないということになれば、これはもう一べん閣議にかけて、これはどうも勧告に應じないのだけれどもどうしようというところで、幾らか意見が一致しないといった場合を見込みまして、それで総合計画に同調していただく、協力していただくというより、な工合に勧告したい、こういうわけなんです。ございす。実際の話といたしましては、ただいま別にえらい引つかりはないうわけでございますが、そういうことが将来予想されますのでございす。それから、それを今度法制化していただくというところでございす。

○加瀬完君 よくわかりました。そこで長官におかれましては各省の計画がまちまちになつて総合性を欠く場合があるというところは、御想定なさつておられるかと思ひます。その際に大臣間で話し合ひが簡単につけられないのでございす。

も、つかない場合もありますので、そういう場合は勧告をして、開かぬ場合はもう一度閣議の話し合いに戻す、こういうことでもございますが、もしそういうことであるとしたら、もしこれは法制局関係の問題になるかもしませんが、先ほどから御説明を承わっておりますところの内容をいたしたる必要とされるような事件の解決ということには、この勧告というだけでは非常に弱いというふうに考えられますが、この点法制局どうですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 詳しいことは法制局から御説明していただくとしたしまして、私どももいたしましては、まあさしあたりこのくらいのことろでやめて参りますれば、少くとも閣議に一々かけないでも、勧告という段階でかなりのものが実質的に話がつくのではないかと考えております。それ以上に強い権限がある大臣に付与するということになりますと、これは先ほどから問題になっております現行の内閣制度というものにも直接触れてくる問題でありますから、現在のところではこの辺がちょうど限度ではないかと思ひます。そうしてまたこの程度でまあ取りあえずやってみる、おそらくこの程度の権限でもうま行くんじやないかというふうに考えております。

○政府委員(野木新一君) 勧告の法律的性質につきましては、先ほどから申した通りであります。勧告の法律の性質は先ほどから申し上げた通りでありますので、勧告というものは万能薬というふうな形ではとうていありませんで、やはりある限度がありますことは御指摘の通りであります。

す。これをもっと強くして、まあ指示とかいうように、あるいは勧告したならばその内容に沿って措置をすべき義務を格段に負わしたらどうか、しかももつとひどく言えば、それに罰則でもつけたらもっと強行できるのではないかとというふうな議論まで、ずつと突きつめて行くと、なるわけでありませうが、今、酒井さんからも申し上げたように、そういう強い権限がある大臣に認めることは、しかもこのような場合に認めるといふことは、今の内閣制度等との関係で、なお慎重に研究してみるべき点もあるし、かたがた今の勧告という程度の権限によりまして、相当程度問題は解決されて、スムーズな行政の運営ができるのではないかと、そういうふうに考えて、法律、制度としていふ必要にあらざるは、かたがた今の程度が、まあ現在のところはこの程度が、まあ必要にして、かつ適当なところだろう、そう判断してこの法案の審議をいたした次第であります。

○加瀬亮君 その勧告という内容の説明は先ほどから承わっておりますからよくわかるんです。勧告という法律的な解釈はそれでいい。しかし長官に先ほどから御説明していただいております内容のような、この十一條の法文の目的を達するために、この勧告というふうなことが一番適当か。私はそうではないというふうな気がするんです。法文そのものが、長官が要求するような要件を満たしたいというならば、「勧告することができ」ということとてなくて、ほかの書き方で、もつと長官の要求するような趣旨というものを明瞭にさせることができるのではないかと、そういう点は法制局としては、法制局に対する要求は、当然長官が先

ほどから御説明なさつておられるようなことで御要求があつたと思つておられますが、その要求を、「勧告することができ」といふ、こゝろに考慮をいたして、可能であるというふうな考慮をしておられる、その根拠というものは私にはわかりません。

○政府委員(野木新一君) 法律の制度といたしまして、非常に新しい例を作るといふ場合には、慎重にいろいろな点を考えてみなければなりませんのでありまして、幸い勧告という制度は、終戦後の新しい制度ではありまして、も、相当使われてきておる制度であります。そうしていろいろな長期経済計画の推進というふうな観点からのお話を承わりました、現在のところでは十一條の第三項の制度を置いて、しかも閣議の決定ということと相待たば、長期経済計画の推進ということもできるだろうと、そういう観点からこのような規定をしたのであります。長官のただいまおっしゃつたことを達成するために、これでは非常に不適當だとも必ずしも思はないようにも存じます。

○加瀬亮君 法制局の立場から、法文の体裁というものをどうも重視するよりに私には感じられる。法文の体裁というものは感ぜられる。これは少くとも間違つておられない。しかし目的は、なぜこの法律案を作るかということになりますと、これは経済六カ年計画というものを達成させるという大きな目的があつて、この法文を根底に置いて作つておるわけです。それじゃ六カ年計画を推進する上で一番障害になるのは何かということになりますと、それは第一……ということにはならないかもしれませんけれども、少くとも重要

な一つとして、各省のあるいは官庁のセクト主義というものがあつて、これは計画を進めて行く上に非常に支障があるというところは、これは審議庁においても認められておる。それならばそういう障害というものを除去するために、十一條というものでその間の問題を解決しようとするならば、相当今までは違つた、法文の体裁にはとらわれない法文の目的の達成をされるような内容というものを盛り込まれた条文というものにならなければ私はずいぶんさうだと思つて参ります。私はずいぶんさうだと思つて参ります。私はずいぶんさうだと思つて参ります。私はずいぶんさうだと思つて参ります。

○政府委員(野木新一君) 御指摘のような点を全然なく達成しようと思つて、要するに企画庁長官がある事項を申し出たならば、それを申し出られた行政機関の長は、それに従わなければならぬといふような義務づけをしなければ、なかなか御指摘の点を十分達成することはできないのではないかと存じます。しかしこの際さういふ義務づけをすることが果して法律的に見て行き過ぎとかいふ点がないかどうか。なお内閣制度などと関連しまして、十分検討の余地がありますし、そこまでしなくても、さしあつたつてはこの程度のこととて、なお、閣議で決定することもできるという点をもあわせて考えれば、この長期経済計画の推進という目的を達成する手段としては足りるのではないかと意見を述べさせていただきます。

○加瀬亮君 大へん長くなりましたしわけありませんし、これからの質問がちよつと今審議中の法案から外れる嫌いがあります。法制局も参つておられますから、一つ伺つておきたいのですが、勧告という言葉が、これも非常に法文の中に使われる。しかしこの勧告といふことがいろいろ法律の解釈の上に、あるいはこの法律に基く行政の施行の上に、あまい弊害をもたらしておることも事実だと思つて。この点勧告という言葉が、さういふ弊害をもたらしますが、この勧告といふ言葉のあまいために、非常に法律的な、何と申しましようか、勧告といふいい場面のほかに、マイナスな場面といふものがいろいろ生じていると思つておられるので、この点については法制局はどういうふうにお考えになつておられますか。またここにこの文句を使うについて、勧告といふもののあまいなためにかもし出されているところの法律的な、いろいろな解釈の不明瞭といふものをどう勘案してこの言葉が使われたか。

○政府委員(野木新一君) 勧告といふ法律的性格が、先ほど申し上げたやうにある程度弱いと申しますか、弱いものでありますので、これに対して非常に強く期待しているという側の立場の人から見れば、そんな弱いものでは意味ないじやないかといふ議論にもなりますし、逆に、その程度のこととて実際の運営は相当円滑に運ばれることになつていくという観点からの議論をする人もあるわけですが、私どももいたしましては、勧告についてこれは訴訟上

裁判所で問題になったということはまだ聞いておりません。その他審議に当って、特に勧告で非常に意義が面白いだということで、こういうような場合に問題になったということは、あまり承知しておりません。

○松浦清一君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時六分散会

昭和三十年七月四日印刷

昭和三十年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局